

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】 神江沙蘭

【所属】(助成決定時)明治大学国際日本学部

【研究題目】

世界金融危機対応をめぐる比較制度分析 —英・米の事例を中心に—

【研究の目的】

本研究では金融危機を受けた対応について、なぜ各国間で違いが生じるのか、その違いを規定する要因は何かを分析した。具体的には2008年世界金融危機を受けた英国と米国の対応に焦点を当て、この金融危機の発生・展開の仕方において両国には類似点があるにも関わらず(バブルの発生、過剰な信用拡張、短期金融・証券化商品市場への過度な依存等)、危機後の対応においては顕著な違いも見られた点に着目する(金融監督機構の改革のあり方等)。本研究では両国の対応を制約した政治体制と政策環境について検証するが、その中で各政治体固有の長期的な制度要因を分析するだけでなく、各国の制度が金融危機と世論での高まる批判という文脈の中でどのように機能したかを検討し、政治制度・政策環境(政治文脈)・改革の成果という三つの点の連関性について理解を深める。英米の事例分析を通じて、制度の経路依存性は国によって如何に異なるか、金融危機という政策環境は制度の機能や改革の成果に如何なる影響を与えたかを検証する。

【研究の内容・方法】

まず 2008 年世界金融危機、グローバル・ガバナンス、金融規制に関わる近年の理論的文献を整理しつつ、危機前における英・米の金融規制・監督体制の問題点等について検討を行った。そのうえで危機後の金融制度改革について比較分析を行ったが、両国の改革をめぐる政治過程を分析する中で、今回の危機が戦後の他の金融危機のケースと如何に異なっていたか、それが改革のあり方にどのような影響をもたらしたかを考察した(例えば日本の1990年代後半金融危機対応、米国の1980年代～1990年代の貯蓄銀行危機対応との違い等)。

以上の理論的な観点での研究に基づき、両国の政策形成過程の実態を調査するため、中央銀行、金融監督機関、研究機関等でヒアリングを行い、また現地にて関連文献の収集を行った。2011年6月1日～2012年9月30日の本研究期間のうち、2011年8月半ばから約一ヶ月間のワシントンDC滞在の一部、2012年2月下旬から約3週間のロンドン滞在を本プロジェクトの実施にあてた。ヒアリング調査を受けて、危機に至るまでの金融規制・監督体制や危機後の制度改革における問題点等を整理し直し、理論的分析の中で両ケースの事例を位置づける作業を行った。

以上の実態調査に基づいて理論枠組みを再構成しつつ、研究成果を単行本での議論の一部に用い、またワーキング・ペーパーとしてまとめた。前者は日本・米国・ドイツの1970年代後半～2000年代初期の金融制度改革の政治過程をめぐる比較分析を行ったもので、2008年世界金融危機後のバーゼル規制改正(バーゼルⅢ)における英米の役割や、英国の監督制度改革等について加筆し、監督制度改革をめぐる政治についての理論化に役立てた。本書は2013年度に出版予定である(英語執筆)。ワーキング・ペーパーでは英国の事例に焦点を当てつつ、ノーザン・ロック銀行の破綻とその後の金融改革の政策過程について検証し、改革の意義についてまとめた(“The Failure of an Integrated Regulatory Model?: The U.K. in a Time of Crisis.” *Economic Society of Kansai University Working Paper Series*, F57)。

【結論・考察】

まず英米における 2008 年世界金融危機対応の共通点として、金融危機の影響がより間接的であった国と比べて大幅な国際金融規制の改革を要請した点が挙げられる。例えばバーゼルⅢでのシステミックリスクを伴う金融機関への追加的な資本について英米は日本や欧州より積極的であった。両国は国内の批判を受けて大規模金融機関への追加的な資本賦課の方針を既に決めており、国際レベルでは競争条件の同等化を求める必要があった。他方で監督機構改革については両国間の違いが際立った。米国はドット・フランク法において金融安定監督評議会 (FSOC) の設立が決まったが、議会の委員会内外の対立や監督局相互の対立のため監督権限の統廃合は見送られた。これに対し英国は政権交代と同時に、既存の機構内 (FSA) 改革を超えて、中央銀行 (BOE) への権限の移行と集権化の方針を決めた。監督モデルの議論が政争の具になった負の面はあるものの、英国の改革は流動性リスクに焦点を置いたマクロ・プルーデンスル規制の強化という点で時代の流れに合致していた。当該制度モデルが内包する民主的答責制の問題を含め、その運用については今後の研究課題である。